

企画提案書等評価基準

業務委託名 浜松市精神保健福祉センター相談情報管理システム導入業務委託

評価基準

評価項目	評価の基準	基準点					配点	
		A	B	C	D	E		
セキュリティ	「浜松市 ASP・SaaS セキュリティチェックリスト」の項目を満たすこと。	※本項目を満たさない提案については受託候補者として特定しない。						
企画提案書	業務の理解度	10	8	5	3	1	10	
	独創性	アプリに独自性があり、本業務において使用しやすいシステムであるか。	10	8	5	3	1	25
		業務の利便性に関する工夫があるか。	10	4	5	2	1	
		業務の利便性を高めるための新たな提案があるか。	5	4	3	2	1	
	的確性	システム内容が本市のニーズに整合しているか。	5	4	3	2	1	25
		機能一覧と照らし合わせ、必要十分な機能が具備されているか。	20	15	10	5	1	
	実現性	スケジュールは具体的で実現性があるか。	5	4	3	2	1	10
		運用体制は保守を含め、妥当なものであるか。	5	4	3	2	1	
ヒアリング	理解度	10	8	5	3	1	10	
	専門技術力	本業務と同種・類似した業務の実績がどの程度あるか。	5	4	3	2	1	10
		本業務に適した技術力を有しているか。	5	4	3	2	1	
	実現性	提案内容は具体的で実現性があるか。	5	4	3	2	1	5
その他	企画提案書の提出期限日時時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 1 項目取得…1点 2～3 項目取得…3点 4 項目以上取得…5点 (対象となる認証等) (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定 (経済産業省) (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰 (注1)	5	—	3	—	1	5	
合計							100	

A:特に優れている B:優れている C:ふつう D:やや不十分 E:不十分

注1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所 (※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。)

提案者の順位の決定方法

1 特定方法

浜松市精神保健福祉センター相談情報管理システム導入業務委託提案内容評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

(1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。

(2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。

評価基準の項目ごとに5段階（A～E）で評価する。

評価項目ごとの採点は、評価基準に記載のとおりとする。

3 企画提案書の特定

(1) すべての評価委員の採点の総合計を評価点とする。

(2) 評価委員の採点の合計54点を提案特定の基準とする。

(3) 提案者が複数の場合には、評価点が一番高い提案者の企画提案書を特定する。提案者が4者以上の場合、企画提案書を元に審査を行い、ヒアリング対象者を3者程度に選定する。

3者以下の場合、すべての提案者について書類審査及びヒアリングを行う。

(4) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

① 評価項目「的確性」の点数が高い者を上位とする。

② ①も同点の場合は、評価項目「独創性」が高い者を上位とする。

(5) 評価項目のうち評価委員が一人でも「E」と評価した場合は、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、又は特定を見送るか等を検討する。（評価項目のうち、「社会貢献活動等に係る認証等の有無」は除く。）

(6) 提案者が1者の場合でも（1）～（5）を適用する。